

平成23年7月19日
公益財団法人犯罪被害救援基金

犯罪被害者等に対する支援金支給事業について

1 支援金支給事業開始の経緯

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）を受けて策定された「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月閣議決定）に基づく「経済的支援に関する検討会」の「最終とりまとめ」（平成19年11月犯罪被害者等施策推進会議決定）において、「公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる理由のある者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、民間の浄財による基金において、一定の指針の元に、給付を行うような仕組みを構築すべきである。」と提言されたことを受けて、新たに「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」を平成20年12月から開始したものの。

2 支援金支給事業の概要

(1) 支給対象者 犯罪被害者等（別紙参照）

(2) 支給要件

- 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による填補によって救済を図るべきものと認められないなど、その者の個別の事情に照らし特別な救済の対象とすべき理由があること
- その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること
- 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと

(3) 支援金の額

100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政事情等を勘案して、支援金支給委員会の審査を経て理事長が決定する。

(4) 支給手続き（別紙参照）

なお、支援金支給事業に係る事務については、「定款」、「犯罪被害者等に対する支援金支給事業規程」及び「犯罪被害者等に対する支援金支給事業事務処理要領」に基づいて行われるものであるが、その事柄の性格上、犯罪被害給付制度を所管している警察の協力を仰いでいる。

(5) 運用実績等

平成21年度 2件合計800万円

平成22年度 2件合計500万円

犯罪被害者等に対する支援金支給事業の概要

犯罪被害者等

～ 犯罪等（基本法第2条第1項の「犯罪等」をいう。以下同じ。）により被害を被った者又はその者が犯罪等によって死亡した場合の遺族とし、犯罪等が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。

支給要件

- ～
- 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による填補によって救済を図るべきものと認められないなど、その者の個別の事情に照らし特別な救済の対象とすべき理由があること。
 - その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。

